

高議第90号

高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

2020年（令和2年）12月18日提出

高砂市議会議会運営委員会委員長 川 端 宏 明

高砂市条例第 号

高砂市議会委員会条例の一部を改正する条例

高砂市議会委員会条例（昭和46年高砂市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（開会方法の特例）

第13条の2 委員長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる通話の方法」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）を開くことができる。この場合においては、委員長は、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。

2 前項の場合において、委員は、オンラインによる通話の方法によつてオンライン委員会に出席することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第14条中「出席しなければ」を「出席（前条第2項の規定により委員長の許可を得たオンラインによる通話の方法による出席を含む。）をしなければ」に改める。

第16条ただし書中「出席し」を「出席（第13条の2第2項の規定により委員長の許可を得たオンラインによる通話の方法による出席を含む。）をし」に改める。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン委員会は、秘密会とすることができない。

第19条中「出席」の次に「（オンライン委員会におけるオンラインによる通話の方法による出席を含む。）」を加える。

第20条第2項中「終る」を「終わる」に改め、「こと」の次に「（第13条の2第2項の規定により委員長の許可を得てオンラインによる通話の方法による出席をした委員が当該命令に従わないときには、オンラインによる通話の方法によ

る出席ができないようにすること)」を加える。

第22条中「出席して」を「出席（オンライン委員会におけるオンラインによる通話の方法による出席を含む。）をして」に改める。

第24条第3項中「こと」の次に「(オンライン委員会におけるオンラインによる通話の方法による出席をした公述人の発言がその範囲を超え、又は当該公述人に不穏当な言動があるときには、オンラインによる通話の方法による出席ができないようにすること)」を加える。

第27条第1項中「出席」の次に「(オンライン委員会におけるオンラインによる通話の方法による出席を含む。)」を加える。

第28条第1項中「出席委員」の次に「(第13条の2第2項の規定により委員長の許可を得てオンラインによる通話の方法による出席をした委員を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。